

「指定一般相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、指定一般相談支援事業所「しすい」とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条並びに「障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容等、サービスの選択に資すると認められる事項を説明するものです。

当事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援を提供します。当サービスの利用については、利用者の地域相談支援受給者証により地域相談支援給付費の支給対象者であることを確認いたします。

§ 目 次 §

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業日時	2
4. 職員の体制	2
5. 職員の職務内容	2
6. 主たる対象者	2
7. 指定地域相談支援の提供方法及び内容	3～4
8. 利用料金	4～5
9. 利用料金の支払い方法	5
10. 苦情等の受付	5～6
11. 事故発生時の対応と損害賠償保険の内容	6
12. 虐待防止の措置	6
13. サービス提供の記録や情報の管理、開示について	7

社会福祉法人 紫水の郷
一般相談支援事業所 しすい
当事業所は福井県の指定を受けています。
(福井県指定 第1830400014号)

1. 事業者

法人の名称	社会福祉法人 紫水の郷		
法人の所在地	〒912-0021 福井県大野市中野第 56 号 1 番地 1		
電話番号等	電話番号	0779-66-7000	Fax 番号 0779-66-7722
	E-mail	info@shisuinosato.jp	
	ホームページ	http://shisuinosato.jp/ （「紫水の郷」で検索できます）	
法人の代表者	理事長 北 岑 武 夫		
法人の設立年月日	平成 1 4 年 8 月 1 3 日		
法人の目的と 主な事業	<p>本法人は、多様な福祉サービスがその利用者（障害者）の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者（障害者）が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 自立訓練（生活訓練） イ 就労移行支援 ウ 就労継続支援 B 型 エ 共同生活介護・共同生活援助（一体型共同生活介護） ・相談支援事業（一般・特定相談支援事業） <ul style="list-style-type: none"> ア 基本相談支援 イ 地域相談支援 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域移行支援 (2) 地域定着支援 ウ 計画相談支援（児童を含む） ・地域活動支援センター（I 型）の受託経営 		

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定一般相談支援事業所（平成 2 4 年 4 月 1 日指定 事業所番号 1830400014）		
事業の目的・運営方針	<p>1. 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定地域相談支援を利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効率的に行うよう努めます。</p> <p>2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定地域相談支援の提供に努めます。</p> <p>3. 自らその提供する指定地域相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>4. 業務管理体制を整備し、関係法令等を遵守します。</p>		
事業所の名称	しすい		
事業所の所在地	〒912-0021 福井県大野市中野第 56 号 1 番地 1		
電話番号等	電話番号	0779-66-7000	Fax 番号 0779-66-7722
	E-mail	info@shisuinosato.jp	
管理者氏名	所長 前田 和弥（兼務）		
事業所開設年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日		

3. 事業実施地域及び営業日時

事業実施地域	大野市及び勝山市全域
営業日	月曜日から金曜日までです。 ただし、国民の祝日、8月14日から8月16日、12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時まで
サービス提供時間帯	午前8時30分から午後5時まで

4. 職員の体制

職 種	人数	勤務形態	資 格
管理者	1人	常勤・兼務	
相談支援専門員	1人	常勤・専任	社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員
地域移行支援・地域定着支援を担当する者	1人	常勤・兼務	社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員

5. 職員の職務内容

職 種	職 務 内 容
管理者	1. 指定地域相談支援従事者の管理、指定地域相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 2. 従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	1. 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行うとともに、自らも基本相談支援、指定地域相談支援の業務を行います。
地域移行支援・地域定着支援を担当する者	〔基本相談支援〕 障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 〔指定地域移行支援〕 障害者支援施設や精神科病院等にいる障害者が、地域における生活に移行するための計画立案、活動に関する相談、その他の支援を行います。 〔指定地域定着支援〕 居宅において単身で生活する障害者等との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態への対処等を行います。

6. 主たる対象者

(1) 身体障害者（18歳未満の者は除きます。） (2) 知的障害者（18歳未満の者は除きます。） (3) 精神障害者（18歳未満の者を含みます。）
--

7. 指定地域相談支援の提供方法及び内容

ア 指定地域移行支援（契約書第3条～第7条参照）

(1) 地域移行支援従事者が地域移行支援計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

地域移行支援従事者が利用者に面接し、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等を把握し、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、適切な支援内容を検討します。

地域移行支援従事者は、支援内容の検討結果を基に、利用者及びその家族の希望する生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期等を記載した地域移行支援計画の原案を作成します。

地域移行支援従事者は、障害者支援施設等又は精神科病院における担当者等を招集して、地域移行支援計画の作成に係る会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めます。

地域移行支援事業者は、地域移行支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、地域移行支援計画を利用者に交付します。

(2) 作成した地域移行支援計画を基に、次のサービスを提供します。

相談及び外出同行等の支援	<ul style="list-style-type: none">地域移行支援事業者は、利用者に面接し、利用者の心身の状況等を的確に把握した上で、利用者が地域における生活に移行するための活動に関する相談に応じるとともに、障害者支援施設や精神科病院からの外出に同行し、必要な支援を行います。利用者への面接又は同行による支援は、概ね週に1回以上行います。
障害福祉サービス事業の体験的な利用支援	<ul style="list-style-type: none">地域移行支援事業者は、利用者の心身の状況等を的確に把握した上で、利用者が地域における生活に移行するための障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の体験的な利用支援を行います。障害福祉サービスの体験的な利用については、指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施します。
体験的な宿泊支援	<ul style="list-style-type: none">地域移行支援事業者は、利用者の心身の状況等を的確に把握した上で、利用者が地域における単身生活に移行するための体験的な宿泊支援を適切な場所において行います。体験的な宿泊は、指定障害福祉サービス事業者等に委託する場合があります。

イ 指定地域定着支援（契約書第8条～第10条参照）

（1）地域定着支援従事者が地域定着支援台帳を作成します。

【台帳作成までの流れ】

地域定着支援従事者が利用者に面接し、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認した上で、利用者が地域において自立した日常生活を営む上での課題等の把握を行い、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他の支援を適切に行えるように備えます。

地域移行支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる利用者の家族等及び利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳を作成します。

（2）地域定着支援台帳を基に、次のサービスを提供します。

常時の連絡体制の確保等	<ul style="list-style-type: none">地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、利用者又は家族との常時の連絡体制を確保します。地域定着支援事業者は、適宜、利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握します。
緊急事態への対処等	<ul style="list-style-type: none">地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態、その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等により状況把握を行います。地域定着支援事業者は、緊急事態の状況を把握した上で、利用者が置かれている状況に応じて、利用者の家族、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を講じます。地域定着支援事業者は、一時的な滞在による支援については、適切な場所が確保できる場合に行いますが、指定障害福祉サービス事業者等に委託する場合があります。

8. 利用料金（契約書第12条）

地域相談支援利用料	厚生労働大臣が定める基準額を、支給市町より代理受領しますので、利用者の負担はありません。なお、代理受領した利用料の額については、利用者に通知します。
交通費	利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して、指定地域相談支援を提供した場合、又は通常の事業の実施地域を越えて行う事業に係る交通費等は、当法人の旅費規程に基づく経費を利用者に負担していただきます。

	(参考) <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を利用した場合 …… 実費額 ・事業者の自動車を利用した場合 …… 30円×移動距離(km)
その他の費用	利用者の事情により、利用者が負担することが妥当と判断できる額の実費を負担いただきます。この場合、できる限り事前に説明を行い、利用者の同意を得るようにいたします。

9. 利用料金の支払い方法

交通費、その他の費用の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月10日までに請求し15日に指定口座から引き落とします。

10. 苦情等の受付（契約書第20条）

【事業所の苦情窓口】

事業所に、直接、苦情・要望・意見等を申し出ることができます。

苦情受付担当者	相談支援専門員 小野田 幸子		
苦情解決責任者	管理者 前田 和弥		
受付日	月曜日から金曜日までですが、国民の祝日・12月29日から1月3日・8月14日から16日・当法人が特に休日と指定する日を除きます。		
受付時間	午前9時から午後5時までです		
電話番号等	電話番号	0779-66-7000	FAX番号 0779-66-7722
	E-mail	info@shisuinosato.jp	

※ 『苦情受付BOX』を、事業所1階廊下に設置してありますので、直接投書することもできます。

【第三者委員】

中立・公正な立場の第三者に対しても、苦情・要望・意見等を申し出ることができます。

氏名	住所	電話
桑 盛 善 一	〒912-0065 大野市下舌 17-甲 13	0779-65-0263
中 村 由美子	〒912-0431 大野市下掘 33-56-3	0779-65-3874

【その他の窓口】

その他に行政機関や福井県運営適正化委員会にも申し出ることができます。

(1) 行政機関

担当課	住所	電話	FAX
大野市 福祉こども課	大野市天神町 1-19 結とびあ内	0779-66-1111	0779-66-0294
勝山市 福祉・児童課	勝山市郡町1丁目1-50 すこやか内	0779-87-0777	0779-87-3522
福井県障害福祉課	福井市大手 3丁目 17-1	0776-20-0339	0776-20-0639

※ 上記の受付日時は、業務日時内です。

(2) 福井県運営適正化委員会

所在地	〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター1階			
受付日時等	土・日・祝日・年末年始を除く午前9時から午後5時まで			
電話番号等	電話番号	0776-24-2347	FAX番号	0776-24-8942
	E-mail	siawase@f-shakyo.or.jp		

1 1. 事故発生時の対応と損害賠償保険の内容 (契約書第21条)

【事故発生時の対応】

指定地域相談支援等の提供により事故が生じたときは、当該利用者の家族、市町、県に対して速やかに連絡します。

〈主治医〉

医療機関名	
主治医氏名	
所在地	電話 ()

〈緊急連絡先〉

氏名	(続柄)
住所	電話 ()

【損害賠償保険の内容】

指定地域相談支援等の提供により、事業者の責任において利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、速やかにその損害を賠償します。

保険会社名	日本興亜損害保険株式会社 (代理店：北陸エージェンシー)
保険名	総合賠償責任保険
補償の概要	対人・対物賠償 50,000万円

1 2. 虐待防止の措置 (契約書第22条)

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の設置
〔虐待防止責任者：管理者 前田 和弥〕
- (2) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修会等の実施

13. サービス提供の記録や情報の管理、開示について（契約書第23条、第24条）

当事業所では、指定地域相談支援を実施するに当たり、関係法令を遵守するための業務管理体制を整備しています。また、サービス提供の記録や個人情報などを適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの費用は、利用者の負担となります。）

・業務管理責任者：管理者 前田 和弥

指定地域相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書、本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

平成 年 月 日

[事業者]

住 所 福井県大野市中野56-1-1
名 称 社会福祉法人 紫水の郷
代 表 者 理事長 北 岑 武 夫 ⑩

[説明者]

事 業 所 指定一般相談支援事業所 しすい
職・氏名 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定地域相談支援の提供にあたり、重要事項の説明を受け、同意しました。

平成 年 月 日

[利用者（後見人等）又は保護者]

住 所
氏 名 ⑩
(続柄：)